

逗子市立図書館の図書館資料の弁償に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、逗子市立図書館条例施行規則（逗子市教育委員会規則第6号）第14条の規定に基づき、図書館資料の弁償の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(弁償資料)

第2条 弁償の対象となる図書館資料は、図書資料及び視聴覚資料（以下「資料」という。）とし、弁償を求める資料の基準は、別記「弁償を要する汚損・破損の基準」によるものとする。

(弁償対象者)

第3条 弁償対象者は、資料を汚損、亡失又は資料的価値を著しく喪失させた次の各号に掲げる者とする。

- (1) 資料の貸出処理を行っている場合は、当該資料を借り受けている者
- (2) 資料の貸出処理を行っていない場合は、当該資料の価値を著しく喪失させた者
- (3) 前各号に該当する者が弁償困難な場合は、その者が生計を一にする者若しくはその関係者

2 弁償対象者が亡くなった場合は、資料の弁償は求めない。

(事務取扱者)

第4条 弁償に係る受付事務等は、図書館長が指定する職員とする。ただし、弁償を求めるか否かの最終判断は、図書館長が行うものとする。

(弁償方法)

第5条 弁償方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 汚損等をした資料と同一の資料により弁償するものとする。
- (2) 絶版その他の理由により前号によることが困難な場合は、図書館長が指定する同程度の価格の代替資料をもって弁償するものとする。
- (3) 雑誌について、第1号によることが困難な場合は、最新号をもって弁償するものとする。
- (4) 寄贈資料について、第1号によることができず、更に資料の価格が不明である場合は、図書館長が指定する1,000円を上限とする代替資料をもって弁償するものとする。
- (5) 資料の付録については、同一版の資料であれば、付録のみの弁償でも可とする。
- (6) 相互貸借資料のうち、逗子市立図書館が借用した資料にあつては、当該借用先の図書館の指定する弁償方法による。

(弁償期日)

第6条 弁償対象者は、第4条の規定に基づく最終判断の日の翌日から30日以内に弁償しなければならない。ただし、弁償することに相当な期間を要すると図書館長が判断した場合はこの限りではない。

(館外利用の停止等)

第7条 図書館長は、弁償が終了するまでの間、第3条第1項第1号に規定する者について

図書館カードの使用を一時停止し、又は登録を取り消すことができる。

(免除)

第8条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、第3条第1項第1号に規定する弁償対象者の責めに帰すべき理由によらないものであるときは、弁償を免除することができる。

- (1) 天災又は火災その他これらに類する災害による喪失等で消防署から災証明が発行されている場合
- (2) 盗難等の事件や事故による紛失又は汚損のうち、警察に被害届を提出しており、本人の過失によるものではなく、やむを得ない理由によるものと図書館長が判断した場合
- (3) その他図書館長が特に認めた場合

(事務取扱者の遵守事項)

第9条 事務取扱者は、弁償に係る事務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(様式)

第10条 この要領に必要な様式は別に定める。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

別記 「弁償を要する汚損・破損の基準」

1 弁償を求める資料の基準

(1) 水濡れ、飲食物等のシミ

- ア 水、その他の水分により濡れ等が生じ、乾燥後も歪みや波打ち状態が資料全体の10パーセント以上の場合
- イ ページ同士が貼り付き、開くことが困難な場合
- ウ お茶、コーヒー等飲食物によりシミ等の汚れが生じた次の場合
 - a 本文や絵に直径5cm以上かかっている場合
 - b 本文や絵への影響に関わらず直径10cm以上の場合
- エ カビが発生した場合

(2) 資料の汚損、破損

- ア 食べこぼし、唾液、血液等、衛生上問題のある汚れが付着した場合
- イ たばこ等による焦げ跡のある場合
- ウ 付箋紙、テープ等粘着物の付着により、資料の開閉に支障がある場合
- エ 破れや剥がれで、修理不可能又は判読に支障がある場合
- オ 切り取り等、ページ全体の欠落が生じた場合、又は一部の欠落であっても、本文・図表・挿絵等にかかる場合
- カ 表面の深い傷、へこみ等で、利用に支障がある場合
- キ その他、資料に本来あるべきではないと判断しうる状態の場合

(3) 書き込み

- ア ボールペン、マジック、マーカー等消去できない筆記具による、10cm以上（複数箇所ある場合はその合計が10cm以上）の書き込みがある場合
- イ 消去可能な筆記具による場合であっても、消去後にも読み取りが困難な場合、又はその痕跡が残る場合
- ウ 消去可能な筆記具による場合であっても、消去することにより図表・挿絵等に色褪せが生じた場合

(4) 噛み跡

- ア 人、動物等による噛み跡で、汚破損の程度に関係なく衛生上問題があると判断した場合
- イ 人、動物等が噛んだ、もしくは口に含んだために(1)に相当する状態になった場合

(5) 異物の挟み込み、臭い、折り癖

- ア 毛髪、動物の体毛等、衛生上問題のある物の挟み込みで、除去しても異臭、汚れが残る場合

- イ 悪臭、たばこ、香水等の臭いが取れない場合
- ウ 折り直しても資料形状が変わってしまう場合
- エ 1 ページ面積の半分以上に及ぶしわが、5 ページ以上にわたる場合

(6) 付録

- ア 型紙、地図等の資料の付録については、(1)から(5)に準じ、資料本体の利用に支障があると判断された場合
- イ CD-ROM等の電子付録の紛失、破損等により、資料本体の利用に支障がある場合
- ウ CD-ROM等の電子付録の汚損により、再生時に再生機器に故障が生じる恐れがある場合

(7) 視聴覚資料

- ア ひび、割れ等により、原状回復が不可能な場合
- イ 再生不可能となった場合
- ウ 再生時に再生機器に故障が生じる恐れがある場合
- エ データの上書きにより、元の内容が変換された場合

(8) (1)から(5)までの状況が軽微であっても、対象資料が受入れ後1か月以内の場合

(9) 利用者の故意又は過失により、図書館資料として保存及び利用に供することが困難と図書館長が判断した場合

2 その他

(1) 1の基準のうち、一以上該当する場合は弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

- ア 修復可能な軽度な損傷で、引き続きの利用に耐えうる場合
- イ 図書館資料の装備に係る汚破損等の場合
- ウ 長期の利用（視聴覚資料については貸出回数が200回以上）による経年劣化が原因と考えられる汚破損等の場合
- エ 弁償に当たらないと図書館長が判断した場合

(2) 弁償に該当するか否かの判断は、原則として複数の職員が協議し、その協議結果をもとに図書館長が最終判断するものとする。